

第10回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和元年12月23日（月）

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長（10番） 山田 一夫

会長職務代理者（9番） 笹山結実男

1番 安田正一郎、 3番 細谷地 司、 4番 内澤 初蔵

5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄、 7番 苅谷 雅行

8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広

5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子

8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

2番 畑林 悦男

農地利用最適化推進委員：

4番 太田 正

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主査 鶴飼 義信
主事 小林 誠、 主事 永井 重徳、 臨時職員 新井田 舞

議長（山田会長）

それではただいまより、第10回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

（ 午後1時30分 開会 ）

議長 本日の出席農業委員は、9名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、畑林委員より、欠席の報告がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、9名の出席となっております。

なお、太田委員より、欠席の報告がございました。

それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より

指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので 3 番 細谷地司委員、4 番 内澤初蔵委員のお二方をお願いいたします。

 日程第 2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

 それでは議事に入ります。日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

 それでは、議案の 1 ページ目をご覧くださいと思います。農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 件の申請がございます。

 番号 1、大字〇〇第〇地割、〇〇地区になります。地目が畑、面積は 3, 0 4 8 m²になります。こちらにつきましては、売買による所有権の移転になります。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇。売買単価は、1 0 万円ということになります。こちらは、農業経営規模の拡大ということで、現在〇〇さんが耕作している部分を所有権移転するという内容になってございます。

 現地確認につきましては、山田委員と木村委員にお願いしてございます。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。

 現地調査については、番号 1 については、木村委員と私が依頼されておりますので、報告をお願い致します。

木村委員 報告します。

 1 2 月 1 6 日に私と山田会長と現地確認に行ってきました。場所は、〇〇地区内、橋から下流に 5 0 0 m くらいの所にあります。ちょうど、通称「〇〇〇〇」の向かい辺りにあります。北側は、道路を挟み〇〇さん所有の原野と〇〇川となっております。西側は畑で、葉たばこ、パイプハウス、その他の周りは山林となっております。譲受人ですけれど、2 0 年ほど前より借りて葉たばこ用のパイプハウスに利用し、残りは、葉たばこを栽培しております。譲受人は、葉たばこ農家の後継者でもあり、保有している機械や家族状況、農業経験から見て、農地の全てを効率的に利用できると思います。隣接する農地は、同じたばこ農家のパイプハウスが建っており、周辺への影響はないと思われ、申請は許可相当と考えます。

議 長 ただいま、報告を申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。ご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 それでは、議案のほうは2ページ目になります。農地法第4条の規定による許可申請になります。提出は1件ございます。

番号1、大字〇〇第〇地割、畑で6, 584㎡。同じく第〇地割の畑で1, 802㎡になります。場所につきましては、次の3ページのほうに略図のほうを載せてございますので、併せてご覧いただきたいと思います。申請人につきましては、〇〇〇〇。転用の目的等ですけれど、植林をして山林に転用する内容になります。事業計画につきましては、2筆合わせて、カラ松を1, 500本、植林するということになります。こちらにつきましては、農振農用地区内でしたが、転用することで、農用地区域外への除外の手続きが行われております。農地区分につきましては、第2種農地と判断してございます。現地確認につきましては、太田委員と福田委員に依頼してございます。

以上の1件となります。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。
現地調査については、太田委員と福田委員に、依頼しておりますので、ご報告をお願いします。

福田委員 報告をします。
12月16日、事務局と太田委員と私と3人で現地を確認してまいりました。
場所は、この図面にあるように〇〇の消防団屯所から北側に1kmくらい入った〇〇地区になります。北側は畑と山林、東側は住宅と畑等、西側は田と山林、南側は山林となっております。確認者の意見としては、申請人は高齢であり農作業が出来ないことから、後継者の長男に亡くなられて、農地の登記等も娘に譲ってやるなど、やむを得ない状態と考えます。周囲の状況から見ても位置的に問題ないと判断し、よってこれは許可相当と見てまいりましたのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

西舘委員　　ここは田んぼに囲まれているけど大丈夫なのか。

寺澤委員　　周辺農地所有者からの承諾はないのか。

福田委員　　そちらの田んぼも自分の田んぼで、その隣になります。

荻谷委員　　かなり高低差があるね。

内澤委員　　田んぼは実際耕作されているのか。

福田委員　　自分ではできないから、貸している状況です。長男は亡くなっているし、娘さんに全て登記を変えているということで、町内の親戚の人が耕作をしています。

内澤委員　　こういう案件は、実際耕作している場合には、隣接地の同意を求めなければならないけど、親戚だからいいとかそういう問題ではなく、自分の田であつても実際借りている人は別な人なのだから。そういう関係で問題ないのかなと思うが。

議　長　　どっちを優先されるかという話ですね。

内澤委員　　農地としては田だから、その田を所有者が高齢化になって親戚の人に貸して耕作しているわけだが、その隣接の畑を植林して、将来日影になったとかそういう問題が起きた時、同一人物であれば問題ないだろうけど、いずれ親戚と言っても他人で、自分ではない人に貸しているのだから。

福田委員　　所有権が本人であるから、そのところは大丈夫じゃないかと思って見えました。

内澤委員　　その辺の同意の部分は大丈夫なの。

荻谷委員　　農業委員会を通して貸借しているの。

事務局　　承諾の関係ですけれど、この田んぼではないのですが、畑のほうで3名の方からの承諾書は添付されています。所有者名義が別な方の畑になります。当該地の東側とか、畑の地目の所有者3名からの承諾は得ております。田んぼのほうにつきましては、先程、福田委員もおっしゃいましたが、所有権移転を娘さんのほうに行ったところになります。ただし、貸借については農業委員会を通したかたちではないはずですので、親戚等が使っている田んぼについての影響、承諾っていうのは、今取っていない状況になります。

3 ページの右側の図でいきますと、西側が田んぼになるんですけど、ここに若干の高低差があります。畑のほうが高い状況になっておりましたので田んぼには直接影響はないのかなと思っております。今年の3月に農振農用地区域からの除外を行ったところになります。その時にも、現地確認に福田委員からも行っていただいていた、申請者本人のほうには、隣接の農地等には影響は無いように一定距離を離して植えるとかそういった配慮はしてくださいよということは話されているというふうには聞いておりましたので、そういう配慮をして植林をやっていただけるものと思っております。

議 長 農業委員会としては、申請しないで貸し借りしている場合は、所有者が優先されるという解釈でいいのかな。

(「異議なし」との声あり)

事務局長 ○番の右側の地目がないところは何か。

事務局 前に農地転用許可を受けたところについては、農地台帳からには表示されない、確か2年ぐらい前に転用申請がされていたと思います。

事務局長 前は農地だったけど、農地転用によって農地台帳には表示されない。既に転用済みということ。

事務局 ○番の区画の右上に、申請書に添付された図面には、○番○で山林というふうに記載になっていますので、おそらく転用で山林に変更されたものだと思います。

議 長 他に何かありますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 それでは、議案のほうは4ページになります。今お手元に別紙の図面のほうを配布させていただきます。申請のほうは2件ございます。

番号1ですけど、大字○○第○地割、畑、面積が13,903㎡。こちら

につきましては、所有権移転ということになります。譲渡人が〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇株式会社。転用目的ですけれど、ブロイラー飼育施設の建築用地として転用するという内容となります。こちらについては、ことし農振農用地区域外への手続きをされたところになります。農地区分は第2種農地と判断してございます。細かな事業計画につきましては、小さい字で申し訳ございませんが事業計画ということで記載してございます。

場所のほうですが、5ページになります。〇〇農道の所から、〇〇道の〇〇付近の所になります。5ページ右側の区画になりますが、太枠で囲った部分が畑、農地となっております。ただいま配布いたしましたA3判の図面のほうも併せてご覧いただきたいと思いますと思いますが、当該農地の上、北側部分が山林になってございます。7, 470㎡。ここも合わせて一体として使うという計画図面となっております。この4ページのほうに戻っていただきますと、鶏舎は、農地の分には2棟と、あと3棟目の一部が入るというかたちになります。その他、管理棟、倉庫、消毒室、道路、埋却地、避難経路部分、法面ということで計画をしているということになります。資金計画につきましては、3億3千万円を全額借入予定ということで、事務局のほうで添付された融資申込書を確認してございます。現地確認につきましては、木村委員と山田委員に依頼してございます。

続きまして、番号2になります。

場所は、大字〇〇第〇地割、地目は田んぼ、519㎡になります。位置図につきましては6ページのほうを併せてご覧いただきたいと思います。〇〇地区の〇〇町との境部分になります。こちらの譲渡人は、〇〇〇〇、譲受人が株式会社〇〇〇〇。転用の目的ですが、既存道路の拡幅用地ということで道路としての利用ということになります。資金等の計画につきましては、70万円で自己資金でという事での申請となっております。こちらも本年、農振農用地からの除外を行ったところになります。先ほどお渡しした図面のほうもございしますので、既存の部分、拡幅の部分ということの設計図面のほう併せてご覧いただきたいと思います。現地確認につきましては、増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。

以上の2件となります。よろしく申し上げます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1は、木村委員と私が、番号2は、増尾委員と細谷地委員に、それぞれ依頼しておりますので、報告願います。

木村委員 報告します。

番号1番ですが、16日に現地確認に行つてまいりました。私と会長と事務局の3名で行つてまいりました。位置は、〇〇地区内、〇〇道より〇〇の入口から北に500mの所にあり、周囲の状況は四方を山林に囲まれております。この土地は、平成28年頃より耕作放棄地となっております。今回の申請は、

8月に農振農用地区域からの除外をした案件で、譲受人の〇〇さんは、ブロイラー鶏舎建設用地として取得するとのこと。四方が山林で集落から離れ、山間地につき農作物や人畜等に被害がないと思われ申請は許可相当と思われま

増尾委員 番号2の件でございますが、現地確認につきましては、細谷地司委員と事務局と私と3名で12月12日確認をしてまいりました。位置周囲の状況ですが、〇〇地区内で先ほど図面ご覧いただいておりますけれど、主要地方道から東方向に1.1km程度中に入った所にございまして、周囲の状況は、東西南北のほとんどが山林です。申請地を挟んで南北に田んぼがございまして、真ん中を現在道路が通っているということで、その道路を拡幅するということでございすけれど、北側では水稻が作付されておまして、南側は現在休耕地となつてございます。確認者の意見でございますけれど、申請地は〇〇〇〇氏の田んぼが、先ほどお話ししたように南北に位置し、真ん中を2分割するように現状道路が通っている。譲受人の〇〇〇〇の代表取締役、〇〇〇〇氏が既存の道路を拡幅する計画であるということでございます。図面をご覧のように周囲の状況を見てもほとんどが山林でございます。そういうことで、特段の問題はないと考えます。よつて、この申請は、許可相当であると考えます。

以上でございます。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。
ご意見を伺います。番号1について。

荻谷委員 番号1の転用理由の事業計画で、鶏舎2棟で2,028㎡というのなら4棟では4,056㎡の間違ひではないか。

事務局 全部で建てるのは4棟なんですが、当該農地の部分に係る部分を掲載したということです。1棟当たり1,000㎡が2棟で2,000㎡ともう1棟の一部ということで約600㎡ということで記載させていただきました。北側の部分が山林になりますので、この申請には関係してこないんですが、一体としては使うということでの計画です。

荻谷委員 分かりました。

事務局長 地番が〇番〇というのは道路分になるのか。

事務局 議案書の5ページの〇番〇の左側になりますが、公衆用道路、いわゆる〇〇道の敷地になります。

事務局長 〇番〇の畑から分筆になったということ。

事務局 そうですね。

議 長 番号1についてはよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、適用外証明交付申請の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書のほうは7ページになります。合わせて8ページが位置図等になりますのでご覧いただきたいと思います。まず、7ページのほうですけど、番号は3つに分けてございますが同一の申請になってございます。ただ、現況が異なるのでそれぞれ3件に分けたということになりますので、ご承知おき願います。

番号1、大字〇〇第〇地割、登記簿上で畑が3筆、現況で山林になってございます。上から面積が369㎡、353㎡、305㎡となります。所有者は、〇〇〇〇。非農地の事由ですけど、昭和48年から49年にかけて取得したということで、8ページのほうもご覧いただくと、周辺が山林等となっているわけですけど、そこに鶏舎を建設したということですが、その時に農地ということに気付かず現在に至った。この3筆については、山林化している状況になってございます。

番号2になります。こちらは大字〇〇第〇地割で、2つに分かれておりますが、1筆となってございます。登記上は畑、現況は宅地ということで鶏舎が建っている部分になります。合わせまして1筆になりますが、5,573㎡。こちらと同じく〇〇〇〇氏の所有です。取得経過ですけど、昭和48年に購入され、51年に鶏舎が建設された。隣接する山林に渡って鶏舎が建てられている状況となってございます。こちらは、8ページの図面でいきますと右側のほうですけど②の部分の位置となります。

番号3、大字〇〇第〇地割に、登記簿上畑が2筆あります。こちらは、現況では雑種地としてございますが、通路等の使用、通路の部分があったり木が生い茂っていたりということで雑種地と現況を記載してございます。一つ目の面積が8,277㎡。もう一つが357㎡。合せて8,634㎡となります。右側の図でいきますと③になります。

こちらの現地確認につきましては、寺澤委員、内澤委員に依頼してございます。

以上、番号１から３までの適用外証明願いの申請がございましたのでよろしくをお願いします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査につきましては、番号１から番号３については、寺澤委員と内澤委員に依頼しておりますので、ご報告願います。

寺澤委員 報告します。

１２月２０に内澤委員と私と事務局と３人で現地の確認をしてまいりました。３箇所同じ場所でございます。場所は、〇〇地区の上側の〇〇〇〇の道路の反対側の高い所にあります。〇〇〇〇氏は、〇〇〇〇の会長でございます。現在の利用状況としては山林で、農地又は採草放牧地以外となった理由、時期としては、当該地は、昭和４８年から４９年にかけて購入しましたが、周辺の山林原野と共に譲り受けたため、当時から農地であることに気付かず、耕作することもなく現在に至っている。その間、自然に雑木等が生い茂った。

番号２ですが、一部鶏舎が建っている所でございます。事由は同じようなことでございますが、一部には鶏舎が建っておりました。

番号３についても同じ事由ですが、通路とか、資材置場などに使用しております。農地以外となってから、長年経過した土地で農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認め、また、周囲農地への影響は無く、相当であると見てまいりました。

以上、終わります。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。番号１から３まで一括でご意見を伺います。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 ご異議がないので、議案第４号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。
これをもって、第１０回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

（ 午後２時７分 閉会 ）